

【18 釈文】 百姓家屋出火始末上申（安政3年）

（袋オモテ書）

「丙 安政三年

諸願書扣入

辰 正月 平兵衛方」

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上一候

一昨朝五ツ半時頃、当村之内字中木与申所、御百姓要右衛門与申者家より出火御座候ニ付、私共并村内之者共早々駆付火防候内、御領分近村々より村役人人足召連罷越、火防候得共、折節西風有レ之、隣家組頭安之丞家一段低場所ニ御座候故、直ニ火移り一散ニ燃上り、類焼式軒、火元共本家三軒・下家三軒焼失仕候、依レ之出火之様子相尋候処、火元要右衛門儀、当辰三拾七歳ニ罷成、母老入并悴兩人・家内四人暮ニ御座候処、要右衛門儀者土塩村親類方江年礼旁罷

（守）

越候、留主之儀、同人母義、今明六ツ時過頃起、爐之灰溜り候ニ付取レ之、火気茂無レ之様子ニ付、下家土間ニ差置、朝飯拵一同給仕舞、火之元等入念、夫々家事ニ取懸り居候所、右下家灰ニ火気ニ而茂御座候哉、側ニ積置候藁江

火移り、燃立候音ニ驚、周章聲立候ニ付、隣家并村内之者追々駆附火防候得共、至而軒低之萱家故、直ニ本家江火廻り、一散ニ燃上り防止兼、可レ致様無レ之焼失仕候、全自火ニ紛無ニ御座一候旨申立候、尤人馬

怪我等無ニ御座一、同昼四ツ半時頃、火鎮り申候、火元要右衛門儀者土塩村より早速立帰り、菩提寺新堀村金剛寺江入寺仕、相慎

罷在候、右出火之始末、申上候通相違無ニ

御座一候、以上

五料村

安政三年辰正月廿七日 組頭 小左衛門 印

同 彦右衛門 印

同 九左衛門 印

同 與三右衛門 印

同 猪左衛門 印

同 安之丞 印

名主 平兵衛 印

同 金左衛門 印

久保庭谷五郎殿

【18読み下し文】

(袋オモテ書)

「丙 安政三年

諸願書扣入り

辰 正月 平兵衛方」

恐れ乍(なが)ら書付を以(もつ)て申し上げ奉(たてまつ)り候

一 昨朝五つ半時頃、当村の内字(あぎ)中木と申す所、

御百姓要右衛門と申す者家より出火御座候に付、

私共並びに村内の者共早々駆け付け火防ぎ候内、

御領分近き村々より村役人人足(にんそく)召し連れ罷(まか)り越し、

火防ぎ候えども、折節(おりふし)西風これ有り、隣家組頭

安之丞家一段低き場所に御座候故(ゆえ)、直(すぐ)に火移り

一散(いっさん)に燃え上り、類焼式軒、火元(ひもと)共本家三軒・

下家三軒焼失仕(つかまつ)り候、これに依(よ)り出火の様子相尋ね候

処、火元要右衛門儀、当辰三拾七歳に罷り成り、母

壱人並びに忤(せがれ)兩人・家内四人暮らしに御座候処、

要右衛門儀は土塩村(ひじしおむら)親類方へ年礼旁(かたがた)罷り

(守)

越し候、留主(るす)の儀、同人母義、今明六つ時過ぎ頃起き、

爐(ろ)の灰溜(たま)り候に付これを取り、火気もこれ無き様子に付、

下家土間に差し置き、朝飯拵(こしら)え一同給仕舞(しまい)、火の

元等入念、夫々(それぞれ)家事に取り懸かり居り候所、右下家

灰に火気にても御座候哉、側(そば)に積み置き候藁(わら)へ

火移り、燃え立ち候音に驚き周章(しゅうしょう)聲(こえ)立て候に付、

隣家並びに村内の者追々(おいおい)駆け付け火防ぎ候えども、

至て軒低きの萱(かや)家故、直に本家へ火廻り、

一散に燃え上り防ぎ止め兼(かね)、致すべき様これ無く焼失仕り候、

全(まった)く自火に紛れ御座無く候旨申し立て候、尤(もつと)も人馬

怪我(けが)等御座無く、同昼四つ半時頃、火鎮(しずま)り申し候、

火元要右衛門儀は土塩村より早速(さつそく)立ち帰り、

菩提寺新堀村金剛寺へ入寺(にゅうじ)仕り、相慎(つつし)み

罷り在り候、右出火の始末、申し上げ候通り相違(そうい)

御座無く候、以上

(一八五六)

五料村

安政三年辰正月二十七日

組頭 小左衛門<sup>㊟</sup>

同 彦右衛門<sup>㊟</sup>

同 九左衛門<sup>㊟</sup>

同 與三右衛門<sup>㊟</sup>

同 猪左衛門<sup>㊟</sup>

同 安之丞<sup>㊟</sup>

名主 平兵衛<sup>㊟</sup>

同 金左衛門<sup>㊟</sup>

久保庭谷五郎殿